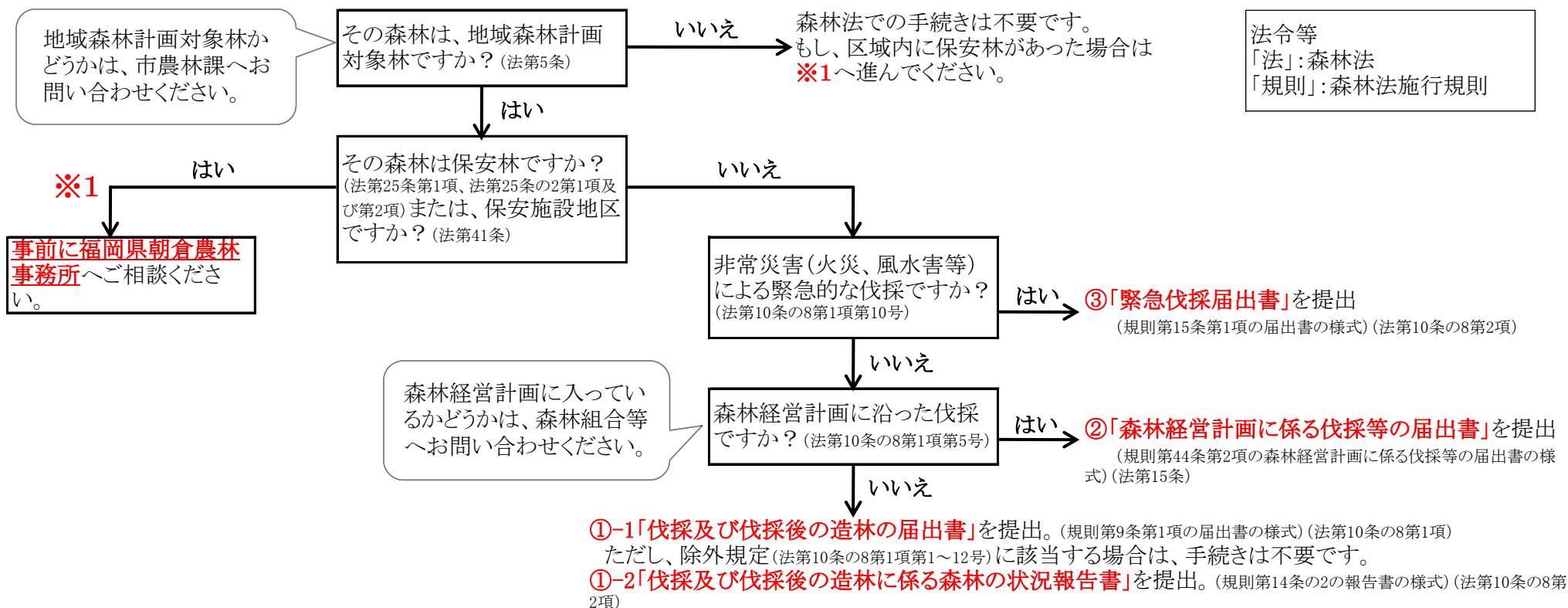


森林法に関する伐採手続き(開発行為を行わない場合)



①-1「伐採及び伐採後の造林の届出書」
(規則第9条第1項の届出書の様式)(法第10条の8第1項)
伐採を開始する日の**90日から30日前まで**に、市農林課へ提出してください。

届出書提出

森林所有者等 ↔ 市農林課

申し出があれば「適合通知書」を送付

②「森林経営計画に係る伐採等の届出書」
(規則第44条第2項の森林経営計画に係る伐採等の届出書の様式)(法第15条)
当該立木の譲渡をした日又は当該立木を伐採もしくは造林の終わった日から**30日以内**に、市農林課へ提出してください。

届出書提出

森林所有者等 → 市農林課

③「緊急伐採届出書」
(規則第15条第1項の届出書の様式)(法第10条の8第2項)
伐採の終わった日から**30日以内**に、市農林課へ提出してください。

届出書提出

森林所有者等 → 市農林課

①-2「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」
(規則第14条の2の報告書の様式)(法第10条の8第2項)
造林完了後(伐採後に森林以外に転用する場合は、伐採完了後)**30日以内**に、市農林課へ提出してください。

お問合せ先
朝倉市役所 農林課 林務係
TEL:0946-22-1111
福岡県朝倉農林事務所 林業振興課 普及係
TEL:0946-22-6585